基本方針4 市民に開かれた議会機能を備えた庁舎

基本的必要機能① 議会機能

市民に開かれた議会

- ○議決機関として独立性を確保しつつ、市民に開かれた議会、身近な議会を目指します。議場や関係諸室などの適切な配置、効率的な議会運営が可能となる機能整備について検討します。
- ○議場の配置は、市民が分かりやすく行きやすい位置を検討します。傍聴席は車いす 利用者や子ども連れの方などの利用も踏まえ、スムーズに移動できるようバリアフ リー化を図り、十分なスペースの確保を検討します。
- ○議場は、固定式・可動式とするかなど、空間の造り方について検討します。固定式 の場合、より機能性が高い議場を造ることができ、可動式の場合、用途によって机 イスのレイアウトを変えることができるため、様々な利用方法が可能なスペースと なります。











[多目的な利用が可能な可動式議場の例]

諸室の整備

- ○委員会室は、常任委員会の同時開催を考慮し、必要数を検討します。
- ○全員協議会室は、議員全員による協議が進められる十分な広さを確保します。
- ○委員会室や議員控室などは、議員数や会派構成などの変動に対応できるよう、可動 間仕切り壁の採用を検討するとともに、防音にも配慮します。
- ○正副議長室・議会事務局・応接室など、議会に必要となる諸室を整備します。

基本的必要機能② 議会情報発信機能

情報通信環境の整備

○議会の様子をロビーなどでも視聴することができるよう、モニター中継に対応した 放送設備を整備します。様々な来庁者に対応できる傍聴席の整備や、インターネット配信など、市民の議会への関心に応えるための機能を取り入れます。